

「地域医療構想の進め方」について

趣 旨

- 平成30年2月7日付けで**厚生労働省医政局より「地域医療構想の進め方」に関する通知が発出。**
 - ⇒ 国の「医療計画の見直し等に関する検討会」での協議内容をまとめたもの
 - ⇒ 地域医療専門委員会委員、道内医療機関・関係団体等に通知済（H30.2）
- **「道としての対応」については、地域医療専門委員会における協議等を踏まえて決定。**

国通知の概要等

1 調整会議の進め方

（1）協議事項

- ・「骨太方針2017」に基づく医療機関ごとの具体的対応方針の取りまとめ（公立病院、公的医療機関等2025プラン対象医療機関、その他医療機関）
- ・非稼働病棟を有する医療機関、新たな医療機関の開設や増床の許可申請への対応

（2）個別医療機関の取組状況の共有

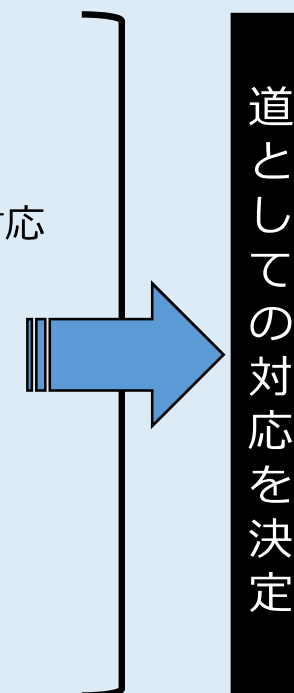
- ・医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）や診療実績の共有
- ・確保基金を含む各種補助金や繰入金等の活用状況
- ・新公立病院改革プラン、公的医療機関等2025プランの協議

（3）調整会議の運営

- ・構想区域の実情を踏まえながら年間スケジュールを計画し、年4回は実施

2 病床機能報告

- （1）未報告医療機関への対応
- （2）回復期機能の解釈



「北海道における地域医療構想の進め方」について

区 分		北海道における対応（調整会議等における対応）
調整会議の運営等	調整会議等の開催	構想区域の実情に合わせて年間スケジュールを計画し、調整会議等（専門部会等を含む）を年４回程度開催。
	意見交換・協議	医療機関の意向（自院が担うべき役割等）のほか、病床稼働率や非稼働病床数等のデータを共有し意見交換・協議を進める。
医療機関の役割分担等の具体化	－	地域センター病院等を中心とした周辺医療機関との役割分担や連携、再編・ネットワーク化等のイメージを具体化。
個別医療機関の対応方針の確認	－	毎年度、意向調査を実施し、公立病院、公的医療機関等2025プラン対象医療機関、その他医療機関の対応方針（役割）を確認。
病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関への対応	－	病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関について、稼働していない理由等を共有し、必要に応じて説明を求める。
新たな医療機関の開設や増床への許可（変更）申請等への対応	新規、開設者変更、過剰な医療機能変更	許可等を行う前に内容を共有するとともに、必要に応じて説明を求める。
病床機能報告制度	未報告医療機関への対応	管轄保健所等から病床機能を速やかに報告するよう求め、それでもなお未報告の場合は調整会議等で対応を協議。
	回復期機能の解釈	調整会議等において構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向について調査・分析。
地域医療介護総合確保基金	－	基金事業活用の働きかけ。病床機能転換事業等の活用については、あらかじめ調整会議等において共有。
地域医療構想推進シート	－	毎年度更新し、道本庁に報告。（地域医療専門委員会に報告）

調整会議等の年間スケジュール（イメージ）

第１四半期	第２四半期	第３四半期	第４四半期
- 直近の国／道の動きの共有 - 基金事業活用予定	- 病床機能報告(結果)の共有 - 医療機関意向調査の実施	医療機関意向調査結果共有	取組状況に関する評価等（構想推進シートの更新）
	受療動向等データ共有、医療機関の役割分担等の意見交換等		

参考：「地域医療構想の進め方について」(H30.2厚労省通知)の対応方針

厚労省通知(概要)	道の対応方針
1. 地域医療構想調整会議の運営 ○ 年4回は調整会議を実施。 ○ より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう運営。	○ 以下のとおり調整会議(部会、説明会等を含む)を実施。 4月～6月 医療資源・受療動向等のデータや道内外の事例等の共有、基金事業の説明、活用予定の共有(H30は7月～9月)等 7月～9月 病床機能報告の結果共有等 10月～12月 地域医療構想に係る意向調査結果の共有等 1月～3月 地域医療構想推進シートの更新等 ○ 各圏域の実情を踏まえつつ、説明会の開催等も含め、全ての病院・有床診療所が情報共有・意見交換に参画できる機会を設定。
2. 調整会議での議論 ○ 個別の医療機関ごとの医療機能や診療実績を提示 ○ 以下の場合には調整会議への出席・説明を要請 ・過剰な病床機能に転換しようとする医療機関 ・病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関 ・開設者を変更する医療機関(個人間の継承を含む)等	○ 病床機能報告等に基づく医療資源・受療動向等のデータや道内外の事例等を共有。 ○ 地域医療構想に係る意向調査(アンケート調査)について、過剰な病床機能への転換、非稼働病床の取扱い、開設者の変更等に関する項目を追加。調整会議で意向調査結果を共有(必要に応じて出席・説明を要請)。
3. 対応方針の決定 ○ 個別の医療機関ごとの具体的な対応方針を、調整会議で協議し、決定。協議が整わない場合は繰り返し協議を行い、速やかに決定。決定後に見直す必要が生じた場合、改めて調整会議で協議。 ・新公立病院改革プラン：平成29年度中に協議 ・公的医療機関等2025プラン：平成29年度中に協議 ・その他の医療機関：平成30年度中に協議 ○ 毎年度、地域医療構想の達成に向けた具体的な対応方針をとりまとめ。対応方針には、調整会議で2025年における役割・医療機能ごとの病床数について合意を得た全ての医療機関の以下の事項を含むものとする。 ・2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割 ・2025年に持つべき医療機能ごとの病床数	○ 毎年度、全ての病院・有床診療所を対象に、地域医療構想に係る意向調査を実施するとともに、調整会議において意向調査結果を共有。 ※ 意向調査の様式は、平成29年秋に実施した様式をベースに、総医協における協議等を踏まえて必要な見直しを実施。(過剰な病床機能への転換、非稼働病床の取扱い、開設者の変更等に関する項目を想定) ○ 毎年度末に、調整会議で、意向調査結果等を踏まえ、地域医療構想推進シート(平成29年度中を目途に合意)を更新。 ※ 推進シートの様式は、総医協における協議等を踏まえて必要な見直しを実施。

「平成30年度以降の医療介護基金の配分に当たっては各都道府県における具体的な対応方針のとりまとめの進捗状況についても考慮する」との記載を踏まえ、各医療機関に意向調査への協力を要請